

国民健康保険 加入世帯の方へ

保険年金課 ☎66・1172

◆所得の申告

所得が一定以下の世帯は、国民健康保険税の軽減や減免を受けることができますが、適用を受けるには所得の申告が必要です。

収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)のみを受けている方など、所得税または市県民税申告の必要のない方は、6月28日(金)までに国民健康保険税の所得申告をしてください。

◆非自発的失業者に対する国民健康保険軽減

平成21年3月31日以後に倒産や解雇など自ら望まない形で離職した65歳未満の方(非自発的失業者)の国民健康保険税について、離職の翌日の属する月から翌年度末までの間、離職者本人の給与所得を30/100に減額して算定されます。対象となるのは、離職時に65歳未満の方で、特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由番号11・12・21・22・31・32)または特定理由離職者(離職理由番号

23・33・34)に該当する方です。この制度は申告が必要で、必ず「雇用保険受給資格者証」を提示して申告してください。

④(母)障(福)医療費 受給者証の更新

保険年金課 ☎66・1102

8月1日(休)から次の受給者証が更新となります。

④平成25年7月31日が期限の母子家庭等医療費受給者証

④平成25年7月31日が期限の障害者医療費受給者証

④平成25年7月31日が期限の後期高齢者福祉医療費受給者証(ひとり暮らし、ね

たきりなどで認定を受けている方)

前記の受給者証をお持ちの方は、6月下旬に通知する案内にしたがって更新の手続きをしてください。

8月からは、必ず、新受給者証を病院などの窓口へ提示し、受診してください。

なお、今までご使用の受給者証は、市役所保険年金課までお返しください。

脳ドック受診の助成

保険年金課 ☎66・1103

蒲郡市国民健康保険および後期高齢者医療加入者の方に脳ドック受診の助成を行います。ただし、昨年度助成を受けられた方は、受診できません。

蒲郡市民病院脳神経外科に通院されている方は主治医と相談の上お申し込み下さい。受診日 7月～平成26年3月までの月～金曜日(祝日は除く)の午後3時以降。日時は指定します。

受診場所 蒲郡市民病院
対象
○国民健康保険被保険者
申請日現在、蒲郡市国民健康保険の資格のある、昭和38年4月2日以前に生まれた方で、世帯主および国保被保険者全員に市税などの滞納のない方。

○後期高齢者医療被保険者
申請日現在、後期高齢者医療の資格のある方で、本人に後期高齢者医療保険料および市税などの滞納のない方。
定員

・国保加入者……………100人
・後期高齢加入者……………30人

※定員を超えた場合は抽選個人負担 2万5千円(脳ドックBコース5万円のうち5割を市が助成)

申し込み 6月14日(金)(必着)までに、印鑑、保険証を持参のうえ、保険年金課へ。申請書(保険年金課窓口、市ホームページ)にありません)または申請に必要な項目を記入したハガキ、書面の郵送(T443-8601)による申し込みもできます。ただし、電話、ファクス、Eメールでの申し込みは受け付けません。

申請に必要な項目 申請年月日、世帯主氏名(押印)・住所、受診希望者の氏名(フリガナ)・性別・生年月日・年齢・世帯主との続柄・住所・電話番号・保険証の記号番号、個人情報確認事務の同意文(私および世帯員の市税等納付状況の確認事務を行うことに同意します。)

「子どもの人権110番」 強化週間

市民課 ☎66・1110

「子どもの人権110番」強化週間

いじめ、体罰など、子どもの人権にかかわる悩みや心配ごとなどの相談に応じます。秘密厳守です。

とき 6月24日(月)～30日(日)
午前8時30分～午後7時
※土・日曜日は午前10時～午後5時

相談専用電話フリーダイヤル
0120・007・110

問合せ 名古屋法務局人権擁護部 ☎052・952・8111

児童手当現況届を提出 してください

児童課 ☎66・1108

現在、児童手当を受給されている方は、引き続き児童手当を受給できるかを確認するため、現況届の提出が必要です。用紙は5月下旬に発送します。6月3日(月)～28日(金)に提出してください。

